

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.153

令和7年5月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	製造業	経験年数	50年以上	年 齢	70歳代
発生年月	令和7年4月		発生時刻		9時台
発生状況	被災者の後方で作業していたフォークリフト運転者が、被災者に気付かないままフォークリフトを後退させたため被災者に衝突してしまい、右足が巻き込まれ、足の指を数本骨折した。				
負傷の程度／部位	骨折／足指		休業見込期間 若しくは死亡		3箇月



1 原因

フォークリフト運転者が後退時に後方の確認を怠ったこと、混在して作業をしていたため、相互に注意が行きとどかなかったことなどが考えられる。

2 対策

フォークリフトの「走行路」と作業者の「歩行通路」を線を引く等して分離する、作業計画を定め作業指揮者を選任し、その作業計画に基づき指揮を行わせることなどが考えられる。

(図はイメージ。「職場のあんぜんサイト」より。一部改変)

【参考】関連する条文として、労働安全衛生規則第151条の7（接触の防止）、第151条の3（作業計画）、第151条の4（作業指揮者）といった規定があります。

◆安全衛生の窓◆

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が義務付けられ、令和7年6月1日から施行されます。詳しくは以下をご覧ください。

☆ 「職場における熱中症対策の強化について」パンフレット（全8頁、右）

☆ 「職場における熱中症対策の強化について」リーフレット（全2頁、下）

